

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、株主・投資家をはじめとする当社グループのステークホルダーからの社会的信頼を重視した事業活動を行うべく、公正で透明性の高い経営組織の構築を目指している。

当社は、平成15年6月より執行役員制度を導入し、取締役会の活性化と意思決定の迅速化を図り、連結経営が最大の効果を発揮できる体制を構築している。平成20年6月からは、経営と業務執行の機能・役割を更に明確化して運営してきた。そして、平成26年6月26日の定時株主総会の承認を受けて委員会設置会社(現・指名委員会等設置会社)に移行した。これにより、監督と執行の分離を一段と明確にし、「監督機能強化・透明性の高い経営」と、「事業の迅速な執行・経営の機動性向上」を目指している。また、顧客、株主、取引先、従業員等のステークホルダーの期待に、よりの確にこたえる体制を構築し、更なる企業価値向上を図っている。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

原則1-2-4【議決権の電子行使、招集通知の英訳】

現在当社は、株主総会議決権の電子行使には対応しておりません。議決権の電子行使については、議決権の行使状況等を踏まえて、今後の対応を検討していきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

原則1-4【いわゆる政策保有株式】

(1)当社は、販売・原材料調達・金融などに関する当社グループの重要な取引先との良好な取引関係を構築し、当社グループの事業活動を円滑に進め、当社グループの企業価値を維持・向上させると判断する場合は、政策保有株式として上場株式の保有を行います。
(2)政策保有株式の議決権行使に関しては、発行会社が適切なガバナンス体制を構築し、中長期的な企業価値増大につながる適切な意思決定を行っているかという観点や、当社グループの企業価値向上の観点も踏まえ、総合的に賛否を判断し議決権行使を行います。

原則1-7【関連当事者間の取引】

当社では、取締役又は執行役の競業取引及び利益相反取引は、取締役会で審議し承認を得ることとしています。
主要株主等との取引については、公正適切な取引を行うとともに、必要に応じて執行会議等で事前に審査し承認を得ることとしています。

原則3-1【情報開示の充実】

(1)当社グループは、経営理念及び、経営理念を基に会社の価値観を分かりやすい文章で表現した「日東紡宣言」を当社ホームページで公表しております。また、中期経営計画についても策定し、当社ホームページで公表しております。
(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書の「1. 1 基本的な考え方」に記載の通りです。
(3)当社の取締役・執行役の報酬を決定する手続きに関しては、指名委員会等設置会社の枠組みの下、社外取締役がメンバーの過半数を占める報酬委員会で、取締役及び執行役の報酬の方針を定め、その方針に則り個別の報酬を決定しています。報酬の基本方針につきましては、株主総会招集通知並びに有価証券報告書に記載しております。いずれも当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。
(4)当社の取締役候補に関しては、指名委員会等設置会社の枠組みの下、社外取締役がメンバーの過半数を占める指名委員会で、取締役候補者を決定します。指名委員会の中で、人格、識見等に基づき、最適と思われる候補者を選定しています。また当社の執行役については、会社法の規定に則して「取締役会」で決定します。適材適所の考えに立って、事業執行・企業価値向上の観点から当社の執行に相応しい人材を選定しています。
(5)当社の取締役候補者の選任理由は、株主総会へ取締役の選任議案を上程した際の「株主総会招集ご通知」の参考書類に記載しております。「株主総会招集ご通知」は株主の皆様へ郵送するとともに、当社ホームページに記載しておりますのでご参照ください。
執行役については、上記(4)に記載の執行役に関する選任基準に基づき、取締役会において各執行役の選任理由について十分な説明が行われた上で、取締役会が選任しております。

補充原則4-1-1【経営陣への委任の範囲の概要】

当社の取締役会は、指名委員会等設置会社として、法令上許される範囲で業務の決定を執行役に委任して機動的な業務執行を図っています。
当社の取締役会は、法令上取締役会の専決事項となっている経営の基本方針の事項に加え、一定額以上の投資案件等グループ経営に多大な影響を与え得る事項を決定いたします。

原則4－8【独立社外取締役】

当社は、現在4名の独立社外取締役を選任しています。

原則4－9【独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」については、以下の通りです。

当社の社外取締役が以下のいずれにも該当していない場合、当該社外取締役は独立性を有している、としております。

1. 当社又は当社子会社を主要な取引先とする者、又はその業務執行者
2. 当社又は当社子会社の主要な取引先である者、又はその業務執行者
3. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ているものが法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）
4. 最近1年間に於いて、1から3までのいずれかに該当していた者
5. 次の(ア)から(ウ)までのいずれかに掲げる者（重要でないものを除く。）の二親等内の親族
(ア) 1から4までに掲げる者
(イ) 当社の子会社の業務執行者
(ウ) 最近1年間に於いて(イ)又は当社の業務執行者に該当していた者

補充原則4－11－1【取締役会の全体としての能力、多様性の考え方】

当社の取締役会は、当社の事業活動について適切に業務執行の監督を行うことができるように、取締役会全体として各事業や経営全般について能力・知見を有する社内出身の取締役と、多様なステークホルダーや社会の視点からガバナンスの充実等について有益な意見を述べることで、複数の社外取締役により取締役会を構成することを基本方針とし、定款上の員数である12名以内と定めています。現在、取締役会は社外取締役4名を含む8名で構成されています。

補充原則4－11－2【取締役の兼任状況】

当社は、取締役候補者及び取締役の重要な兼職の状況を、「株主総会招集ご通知」の参考書類や事業報告等の開示書類において毎年開示しています。いずれの取締役も取締役会への出席率が100%であり、取締役としての監督業務を適切に果たすことができると考えております。

補充原則4－11－3【取締役会の実効性自己評価】

当社は、必要に応じて取締役会とは別に、取締役が効率的な経営の監督を行うために、取締役の意見交換の場を設けております。その上で、当社の取締役会は、各取締役がそれぞれの知識や経験等を活かし、取締役会及び各委員会において効果的な議論を行うことで、経営の監督に十分な責任を果たしていると評価しております。尚、今年度から、取締役会の実効性の評価を行うために、取締役への個別アンケート等の実施を検討しております。

補充原則4－14－2【取締役のトレーニング方針】

当社は、社外取締役がその機能を十分果たすことを可能とするため、必要に応じて工場見学をはじめ当社グループの事業等に関する必要な知識を習得できるような機会を提供するとともに、その他の取締役及び執行役に対しても、自己研鑽に必要な支援を行っております。

原則5－1【株主との建設的な対話に関する方針】

株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取り組みに関する方針は、以下の通りです。

- (1) 経営企画担当執行役を株主との対話全般に目配りを行う責任者とし、それを補助する社内担当部署を経営企画部企画室としています。当社は、当該執行役を中心として、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するための株主との対話の機会を持つよう努めています。また、経営企画部、コンプライアンス統括部等のIR活動に関連する部署は、日常的な部署間の連携を図っています。
- (2) 当社グループのお客さま・株主・投資家のみならず当社グループの実態を正確に認識・判断できるように、継続して、適時・適切な情報開示に努めています。そのために、情報開示に関する関係法令及び証券取引所規則等を遵守するとともに、適切な情報開示体制の構築・運用に取り組んでいます。
(ア) 国内外の関係法令及び証券取引所規則等で開示が定められている項目については、事業報告・有価証券報告書・株主通信への掲載や、証券取引所の情報伝達システム・プレスリリースでの発表等をしております。
(イ) 開示する情報は、原則として当社グループのウェブサイトにも掲載するほか、より公平かつ広範な情報開示を行えるように努めます。
(ウ) アナリスト・機関投資家向けの説明会を、本決算と半期決算の決算発表後速やかに実施しております。
- (3) 株主・投資家のみならずとの対話等を通じて把握した当社への意見・懸念等については、経営企画部企画室で集約し、経営企画担当執行役に報告するとともに、必要に応じて執行会議等で報告するなどして、経営陣幹部や取締役会に適切にフィードバックしております。
- (4) なお、当社グループへの個別の問い合わせや対話においては、インサイダー情報に十分に留意し、既に公開された情報や周知となった事実に限って説明しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 **更新**

10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
住友不動産株式会社	11,917,000	4.81
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	11,898,000	4.80
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	10,238,787	4.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	9,571,000	3.86
日本生命保険相互会社	8,073,926	3.26
第一生命保険株式会社	6,580,000	2.66
株式会社TSIホールディングス	6,220,778	2.51
ユニゾホールディングス株式会社	5,567,000	2.25
住友生命保険相互会社	5,412,000	2.19
株式会社みずほ銀行	5,000,000	2.02

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	ガラス・土石製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名

【社外取締役に関する事項】

社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
濱 邦久	弁護士											
香田 忠維	他の会社の出身者					△		△				
上林 博	弁護士											
尾内 正道	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	所属委員会			独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名 委員会	報酬 委員会	監査 委員会			
濱 邦久	○	○		○	——	法律の専門家及び他企業での社外役員としての豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営に対して的確な助言・監督をすることが可能と判断したため、社外取締役に選任している。また、有価証券上場規程及び同施行規則の定める独立役員の基準を全て満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断したため、独立役員に指定している。
香田 忠維	○	○	○	○	——	長年経済産業行政、経済外交及び企業経営に携わった豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営に対して的確な助言・監督をすることが可能と判断したため、社外取締役に選任している。また、有価証券上場規程及び同施行規則の定める独立役員の基準を全て満たしてお

						り、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断したため、独立役員に指定している。
上林 博	○			○	——	法律の専門家及び他企業での社外役員としての豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営に対して的確な助言・監督をすることが可能と判断したため、社外取締役を選任している。
尾内 正道			○	○	——	財務及び会計に関する専門家及び他企業での社外役員としての豊富な経験を高い見識に基づき、当社の経営に対して的確な助言・監督をすることが可能と判断したため、社外取締役に選任している。

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	4	0	1	3	社外取締役
報酬委員会	3	0	1	2	社外取締役
監査委員会	3	0	1	2	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数	10名
--------	-----

兼任状況 更新

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
辻 裕一	あり	あり	○	○	なし
戸田 数久	なし	なし	×	×	なし
増田 米博	なし	あり	×	×	なし
木村 和博	なし	なし	×	×	あり
日山 克彦	なし	なし	×	×	あり
前山 茂	なし	なし	×	×	あり
今野 敏裕	なし	なし	×	×	あり
宇津木 和之	なし	なし	×	×	あり
五十嵐 和彦	なし	なし	×	×	あり
谷川 治仁	なし	なし	×	×	あり

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
---------------------------	----

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会の職務を補佐する組織として監査委員会事務局を置き、監査委員会の事務局を担当する。
 監査委員会事務局の使用人の任命、評価、異動、懲戒は監査委員会の同意を得る。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査委員会は、会計監査人と密接な連携を保ち、必要に応じて弁護士等の外部専門家の助言を受ける。
 監査室は代表執行役社長の承認を得た年度監査計画を監査委員会に提出し、内部監査を実施する。また、内部監査の結果を代表執行役社長に報告するとともに監査委員会にも報告を行う。なお、監査委員会からの特別な調査要請があった場合は、これに全面的に協力することとする。
 なお、会計監査については、2名の公認会計士が業務監査を執行しており、いずれも有限責任監査法人トーマツに所属している。また、補助者は、公認会計士6名とその他7名である。

【独立役員関係】

--

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
-------------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

変化の激しい経営環境の下では取締役の報酬を業績に連動させることがインセンティブ付与になるとは限らないため実施していない。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役・執行役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

(個別の執行役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

平成28年3月期における当社取締役及び執行役の報酬に関しては、有価証券報告書と事業報告に取締役・執行役別に総額を記載し、社外役員の総額を別記している。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

指名委員会等設置会社に関する会社法の規定に基づき、社外取締役が過半数を占め、社外取締役を委員長とする報酬委員会において、取締役及び執行役の個人別の報酬の決定に関する方針を決定している。

取締役の報酬については、取締役の職務の内容及び当社グループの状況等を勘案し、相当と思われる額を決定している。
執行役の報酬については、当社グループの企業価値増大に資する目的で、執行役の職務の内容、業績及び経営環境等を考慮のうえ決定している。

【社外取締役のサポート体制】

指名・報酬・監査の三委員会にそれぞれ事務局を定め、必要に応じて社外取締役をサポートする体制を確立している。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

＜取締役会＞

当社の取締役会は社外取締役4名を含めた8名で構成している。
取締役会は、指名・監査・報酬の各委員を構成する取締役の選定、執行役の選任と執行役に対する業務委嘱、中期経営計画や年度予算など経営の基本方針に影響を与える業務に関する事項の承認、一定額以上の投資案件等グループ経営に多大な影響を与え得る事項の承認等を通して、業務執行の監督機能を担っている。取締役の任期は1年としており、毎年の株主総会で取締役への信任を得ることとしている。

＜指名、監査、報酬委員会＞

指名委員会等設置会社として、指名委員会、監査委員会、報酬委員会の三委員会を設置している。各委員会の役割及び提出日現在の構成メンバーの概要等は以下の通りである。
指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定している。4名の取締役(うち3名は社外取締役)により構成され、委員長は社外取締役の濱 邦久氏が務めている。指名委員会は必要に応じて開催している。
報酬委員会は、取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容につき決定します。3名の取締役(うち2名は社外取締役)により構成され、委員長は社外取締役の香田忠維氏が務めている。報酬委員会は必要に応じて開催している。
監査委員会は、取締役及び執行役の職務の執行状況の監査や監査報告の作成等を担っている。3名の取締役(うち2名は社外取締役)により構

成され、委員長は社外取締役の尾内正道氏が務めている。監査委員会は、原則として3か月に1回以上開催している。

<業務の執行>

提出日現在、当社の執行役は10名であり、うち代表執行役社長を1名選定している。
取締役会から委任された業務執行に関する事項を審議する機関として執行会議を設け、毎月2回程度開催して効率的な業務執行に努めている。

<アドバイザリーボードの設置>

当社では、社外有識者から経営に関して大所高所から多面的な意見を頂く場として、アドバイザリーボードを設置している。世界経済の構造変化が続く中、当社グループは、「人と地球環境に貢献する企業」として諸責任を将来にわたって果たしていくため、事業基盤の強化と企業価値の向上に努めている。こうした企業目標の達成の観点から、アドバイザリーボードのメンバーである齋藤 宏氏と岡藤 正広氏からは、グローバルな視点から、事業運営全般にわたって極めて貴重なアドバイスを頂いている。

<内部監査>

当社では、常勤9名で構成する監査組織として監査室を設置しており、当社グループ全体の業務監査のみならずコンプライアンス監査等の機能を担った監査を行っている。
その結果を、代表執行役社長及び監査委員会に、定期的に報告する体制を整えている。

<監査委員会による監査>

監査委員会において、監査委員会の職務の執行のために必要な監査方針、監査計画の策定に関する事項等を決定している。監査委員会は取締役会に定期的に監査の状況を報告している。監査委員と監査室は定期的に監査報告会を設け監査計画・監査実施状況及びその結果などについて協議を行っている。また、会計監査人とは、それぞれの監査業務で得た情報を交換し連携するために定期的に会合を設けている。なお、監査委員長尾内 正道氏は公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有している。

<社外取締役について>

当社の社外取締役は4名である。
社外取締役については、いずれも当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係がなく、人格・識見に基づき、独立した立場からの適切な助言・監督を受けることが可能であることを基準に4名選任している。社外取締役の濱 邦久氏からは、法律の専門家及び他企業での社外役員としての豊富な経験と見識に基づいて独立した立場で適宜意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を頂いている。社外取締役の香田 忠維氏からは、長年経済産業行政、経済外交及び企業経営に携わった豊富な経験と高い見識に基づいて独立した立場で適宜意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を頂いている。社外取締役の上林 博氏からは、法律の専門家及び他企業での社外役員としての豊富な経験と見識に基づいて独立した立場で適宜意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を頂いている。社外取締役の尾内 正道氏からは、財務・会計に関する専門家及び他企業での社外役員としての豊富な経験と高い見識に基づいて独立した立場で適宜意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を頂いている。
現在在籍し、又は過去に在籍した会社等との間に独立性に影響を及ぼすような人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はない。

<会計監査の状況について>

会計監査については、2名の公認会計士が監査業務を執行しており、いずれも有限責任監査法人トーマツに所属している。また、補助者は、公認会計士6名とその他7名である。

<役員の報酬等の額の決定に関する方針>

指名委員会等設置会社に関する会社法の規定に基づき、社外取締役が過半数を占め、社外取締役を委員長とする報酬委員会において、取締役及び執行役の個人別の報酬の決定に関する方針を決定している。
取締役の報酬については、取締役の職務の内容及び当社グループの状況等を勘案し、相当と思われる額を決定している。
執行役の報酬については、当社グループの企業価値増大に資する目的で、執行役の職務の内容、業績及び経営環境等を考慮のうえ決定している。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、平成15年6月より執行役員制度を導入し、取締役会の活性化と意思決定の迅速化を図り、連結経営が最大の効果を発揮できる体制を構築している。平成20年6月からは、経営と業務執行の機能・役割を更に明確化して運営してきた。そして、平成26年6月26日の定時株主総会の承認を受けて委員会設置会社（現・指名委員会等設置会社）に移行した。これにより、監督と執行の分離を一段と明確にし、「監督機能強化・透明性の高い経営」と、「事業の迅速な執行・経営の機動性向上」を目指している。また、顧客、株主、取引先、従業員等のステークホルダーの期待に、よりの確にこたえる体制を構築し、更なる企業価値向上を図る。

/// 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の3週間前に発送している。
招集通知(要約)の英文での提供	2016年6月28日開催の第155回定時株主総会より英文招集通知を作成し、当社HPIに掲載している。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年5月、11月の決算発表後速やかに実施している。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、決算短信、招集通知、株主通信、環境報告書や適時開示資料を当社のホームページで開示している。	
IRに関する部署(担当者)の設置	企画室内に担当者3名を置いている。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「日東紡宣言」のなかで、すべてのステークホルダーから「日東紡でよかった」と思われる集団を目指して、経営・事業活動に取組むことを規定している。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境報告書を作成・公開するとともに、「環境に関する全社方針」を定め、継続的改善に努めている。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「日東紡行動綱領」の中で「情報に関する行動基準」を規定している。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社では、当社子会社を含む企業集団として、グループ全体にわたる適正な業務の執行を確保するために、内部統制システムを構築している。

会社法第362条第4項第6号等に定める株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について、当社は、平成18年5月10日開催の取締役会において基本方針を決議し、その後、平成26年6月26日の監査役会設置会社から指名委員会等設置会社への移行に伴い、同日開催の取締役会において、会社法第416条第1項及び第2項に基づく決議をしている。更に、平成27年3月24日開催の取締役会において、改正会社法等の対応として、当社子会社を含む企業集団としての内部統制システムに関し追加の決議をしております。

当社及び当社グループ各社の役職員は、当社取締役会で決議された「内部統制システム構築の基本方針」及び「財務報告に係る内部統制の構築及び評価の基本方針書」に基づき、業務を執行・遂行している。

今般、平成28年3月29日開催の取締役会において、監査委員会の職務を補助する組織を監査室から監査委員会事務局（新設）にすることに伴い、内部統制システムに関し追加の決議を行い、下記の基本方針としております。

1. 監査委員会の職務の執行のため必要な事項

(1) 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

・監査委員会の職務を補助する組織として監査委員会事務局を置き、監査委員会の事務局とする。

(2) 上記(1)の取締役及び使用人の執行役からの独立性並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・監査委員会事務局の使用人の任命、評価、異動、懲戒は、監査委員会の同意を得る。

(3) 取締役、執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

・取締役、執行役及び使用人は、当社及びその子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」といいます。）に係る職務の執行に関し、重大な法令、定款違反及び不正行為の事実、又は著しい損害を及ぼす事実を知ったとき、監査委員会に報告しなければならない。

・監査委員は、当社グループの経営方針及び経営戦略等に係る重要事項が審議される会議等に出席し、意見を述べるができることとする。

・代表執行役社長と監査委員会は、定期的な意見交換の場を持つこととする。

・監査委員会は、取締役、執行役、使用人に加え、子会社の役職員その他これらの者から報告を受けた者からも直接、業務執行状況について報告を受けることができることとする。なお、監査委員会へ報告を行った者について、当該報告をしたことを理由とした不利益な取り扱いはできないこととする。

(4) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査室は、代表執行役社長の承認を得た年度監査計画を監査委員会に提出し、内部監査を実施する。また、内部監査の結果を代表執行役社長に報告するとともに監査委員会にも報告を行う。なお、監査委員会からの特別な調査要請があった場合は、これに全面的に協力することとする。

・監査委員会は、監査室と共に会計監査人と密接な連携を保ち、必要に応じて弁護士等の外部専門家の助言を受けることができることとする。

・監査委員の職務の執行のための必要費用（前第2号に定める助言を受けるための費用を含む）は、前払いを含む方法により、当社の負担にて支払うこととする。

2. 当社グループの業務の適正を確保するため必要な事項

(1) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・執行役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」等に基づき適切な保存・管理等を行う。

(2) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

・「子会社稟議規程」に定める子会社の経営に関する事項の当社による裁決手続き等を通じた管理、会議等による情報・戦略の共有、人事交流等により、適時、子会社の経営状況を把握した上で、当社グループ全体を適正に運営管理していくこととする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・「リスク管理規程」に定める基本方針及び管理体制に基づき、当社グループの事業を取巻く様々なリスクに対して適切な管理を行い、リスクの未然防止を図る。

・当社グループにおいて不測の事態が発生した場合には、「リスク管理規程」に従い対応し、損害の最小化を図る。

(4) 執行役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・執行会議を当社グループの経営全般にかかる重要な事項並びに取締役会での決議事項以外の事項に関する審議機関と位置づけ、原則、毎週開催する。

・「職務権限規程」「業務分掌規程」により、責任と権限を明確にし、効率的な職務の執行を図る。

・中期経営計画を策定し、当社グループ全体の方向性を明確にし、当社グループ全体及び事業部門毎の施策・目標値を年度予算として定め、それに基づいた業績管理を行う。

(5) 執行役、使用人及び子会社の役職員（以下、「グループ役職員」という。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・代表執行役社長は、当社グループの「経営理念」、社会から信頼される企業であるための共通の価値観である「日東紡宣言」及び行動指針である「日東紡行動綱領」「行動規準」について、率先垂範とグループ役職員への周知徹底を図る。

・執行役及び使用人は、「日東紡宣言」の浸透と実践により、コンプライアンスの基本となる健全な企業風土を醸成する。

・執行役及び使用人は、「日東紡行動綱領」「行動規準」に基づき、法令、定款及び社内規程等を遵守することとし、その実効性を高めるため、コンプライアンス担当部署等により、コンプライアンス意識の向上を図る。

・内部通報制度の「企業倫理ヘルプライン」により、法令違反等の未然防止やその早期発見と適切な対応を行う。

・総合リスク管理担当執行役は、当社グループの内部統制システムの整備状況を踏まえて、現状と基本方針との整合性を取るため内容の見直しを定期的に行う。見直しの結果は代表執行役社長に報告し、代表執行役社長が取締役会に報告の上、基本方針の見直しが必要な場合は取締役会で決議する。

・監査委員会は、業務監査及びコンプライアンス監査等の結果を適宜、取締役会で報告する。

(6) その他当社グループの業務の適正を確保するための体制

- ・「日東紡宣言」「日東紡行動綱領」「行動規準」及び「企業倫理ヘルプライン」は、当社グループ全体を対象とし、その周知徹底を図る。
- ・主要な子会社に監査室を設置し業務の適正化を図るとともに、当社の監査室は当社グループ全体を視野に入れた内部監査を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は行動指針である「日東紡行動綱領」「行動規準」を取締役会で決議し、その中で市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して健全で毅然とした行動を実践し、不法・不当な要求を拒否し一切の関係をもたない旨を明記し、その周知徹底を図っている。また、反社会的勢力より不法・不当な要求があった場合あるいは予見される場合は経営企画部長に連絡して対応を協議し経営企画部を窓口として警察と連絡をとるなど組織全体で即応できる体制を整備している。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

〈適時開示体制の概要〉

1. 決定事実に関する情報

- ・重要な決議事項については、職務権限規程に従い取締役会と、執行役を中心に業務執行に関する事項を審議する執行会議を経て代表執行役社長が決定する。
- ・決定された事実については、証券取引所の適時開示規則（以下「適時開示規則」という）に基づき、迅速に開示を行っている。

2. 発生事実に関する情報

- ・重要事実が発生した場合には、当該事実が発生したことを認識・把握した部署から速やかに総合リスク管理担当執行役に情報が集約される。
- ・その後、経営企画部を中心に適時開示規則に基づき、当該情報の開示の必要性の検討を行い、必要となる場合には迅速に開示を行っている。

3. 決算に関する情報

- ・決算に関する情報については、決算月の翌月に決算財務数値を作成し、平行して会計監査人による監査を受け、執行会議及び取締役会の承認を経て決算情報を開示する。なお、四半期決算についても本決算に準じて取り扱う。
- ・業績予想や業績予想の修正についても、経営企画部を中心に予想数値を作成し、執行会議の審議を経て代表執行役社長の承認を得て開示する。

4. 会社情報の適時開示に対する基本的な考え方

「日東紡行動綱領」並びに「行動規準」を策定し、その中で適時適切な会社情報の開示とインサイダー取引の禁止について規定しており、また、その内容を「企業行動ハンドブック」として全社員に配布し、知識の啓蒙に努めている。また、内部者取引管理規則を制定し、インサイダー情報の管理等に関して守るべき基本的事項を定めている。更に、上記行動の実効性を高めるために、リスクマネジメント委員会及びその専任事務局として企業行動推進室を設置している。

